

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2021 年 6 月 14 日

株式会社マツモトキヨシホールディングス

2021 年 6 月 14 日

株式交換に関する事前開示書類
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1
株式会社マツモトキヨシホールディングス
代表取締役社長 松本 清雄

当社（以下「マツモトキヨシホールディングス」といいます。）は、株式会社ココカラファイン（以下「ココカラファイン」といいます。）との間で、2021 年 10 月 1 日を効力発生日として、マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社、ココカラファインを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といい、本株式交換に係る株式交換契約を、以下「本株式交換契約」といいます。）を実施いたします。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）
別紙 1 に記載のとおりです。
2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）
別紙 2 に記載のとおりです。
3. ココカラファインに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）
 - (1) 最終事業年度（2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号イ）
別紙 3 に記載のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号ロ）
該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 193 条第 3 号ハ)

① マツモトキヨシホールディングスとの吸収分割

ココカラファインは、2021 年 4 月 28 日付で、マツモトキヨシホールディングスとの間で、2021 年 10 月 1 日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

② MKCF 分割準備株式会社（以下「シナジー創出会社」といいます。）との吸収分割

ココカラファインは、2021 年 4 月 28 日付で、シナジー創出会社との間で、2021 年 10 月 1 日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

③ ココカラファインの完全子会社である株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「ココカラファインヘルスケア」といいます。）とマツモトキヨシホールディングスとの吸収分割

ココカラファインヘルスケアは、2021 年 4 月 28 日付で、マツモトキヨシホールディングスとの間で、2021 年 10 月 1 日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

④ ココカラファインヘルスケアとシナジー創出会社との吸収分割

ココカラファインヘルスケアは、2021 年 4 月 28 日付で、シナジー創出会社との間で、2021 年 10 月 1 日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

4. マツモトキヨシホールディングスの最終事業年度（2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

① 株式会社マツモトキヨシグループの新設分割

マツモトキヨシホールディングスは、2021 年 4 月 28 日付で、2021 年 10 月 1 日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、マツモトキヨシホ

ールディングスを分割会社として、株式会社マツモトキヨシその他の子会社等の株式の保有及び経営管理等を主たる目的とする株式会社マツモトキヨシグループを設立する新設分割に係る新設分割計画を作成いたしました。

② シナジー創出会社との吸収分割

マツモトキヨシホールディングスは、2021年4月28日付で、シナジー創出会社との間で、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、マツモトキヨシホールディングスを分割会社、シナジー創出会社を承継会社として、マツモトキヨシホールディングスの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

③ ココカラファインとの吸収分割

マツモトキヨシホールディングスは、2021年4月28日付で、ココカラファインとの間で、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

④ ココカラファインヘルスケアとの吸収分割

マツモトキヨシホールディングスは、2021年4月28日付で、ココカラファインヘルスケアとの間で、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

5. 株式交換が効力を生じる日以後におけるマツモトキヨシホールディングスの債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

本株式交換に際して、会社法第799条第1項の規定により異議を述べることのできる債権者はありませんので、該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社ココカラファイン（以下「**C 社**」という。）及び株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「**M 社**」という。）は、2021 年 2 月 26 日（以下「**本契約締結日**」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第 1 条（本株式交換）

C 社及び M 社は、本契約の規定に従い、M 社を C 社の株式交換完全親会社とし、C 社を M 社の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本株式交換**」という。）を行い、M 社は、本株式交換により、C 社の発行済株式（M 社が有する C 社の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

C 社及び M 社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) M 社（株式交換完全親会社）

商号：株式会社マツモトキヨシホールディングス（2021 年 10 月 1 日付で株式会社マツキヨココカラ＆カンパニーに変更予定）

住所：千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1

(2) C 社（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ココカラファイン

住所：神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. M 社は、本株式交換に際して、本株式交換により M 社が C 社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「**基準時**」という。）における C 社の株主（第 8 条に基づく C 社の自己株式の消却後の株主をいうものとし、M 社を除く。以下本条において同じ。）に対して、C 社の普通株式に代わり、その有する C 社の普通株式の数の合計に 1.70（当該比率を以下「**本株式交換比率**」という。）を乗じて得た数の M 社の普通株式を交付する。
2. M 社は、本株式交換に際して、C 社の株主に対して、その有する C 社の普通株式 1 株につき、M 社の普通株式 1.70 株の割合をもって、M 社の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い M 社が C 社の株主に対して割り当てるべき M 社の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、M 社は会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（M社の資本金及び準備金の額）

- (1) 本株式交換により増加すべきM社の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

資本金の額 0円

- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従って別途M社が定める額

- (3) 利益準備金の額 0円

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2021年10月1日とする。但し、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、C社及びM社は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. C社は、2021年6月29日に開催予定の定時株主総会（以下「**C社定時株主総会**」という。）において、本契約の承認を求める。
2. M社は、2021年6月29日に開催予定の定時株主総会（以下「**M社定時株主総会**」という。）において、本契約の承認を求める。
3. 本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、C社及びM社は協議し合意の上、C社定時株主総会及びM社定時株主総会の開催日を変更し、又は本契約の承認を得るために臨時株主総会を開催することができる。

第7条（事業の運営等）

1. C社及びM社は、本契約締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、企業価値を向上すべく、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. C社及びM社は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社をして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行い又は行わせる場合は、事前に、相手方当事者と協議を行うものとし、当該協議に際し、当該行為に係る合理的な説明資料を合理的な時期に提供するものとする。

第8条（自己株式の消却）

C社は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第 9 条（本株式交換の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、C 社及び M 社は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、(i) C 社の株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(ii) M 社の株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(iii) 法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、並びに(iv)前条に基づき本株式交換が中止された場合には、その効力を失う。

第 11 条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、C 社及び M 社は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（以下余白）

本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 2 月 26 日

C 社： 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号
株式会社ココカラファイン
代表取締役社長 塚本 厚志



本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 2 月 26 日

M 社： 千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1
株式会社マツモトキヨシホールディングス
代表取締役社長 松本 清雄



別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

マツモトキヨシホールディングスは、本株式交換における会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項について、以下のとおりこれを相当と判断いたしました。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	マツモトキヨシホールディングス (株式交換完全親会社)	ココカラファイン (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1.70
本株式交換により交付する株式数	マツモトキヨシホールディングスの普通株式： 40,795,416株（予定）	

(※1) 株式の割当比率

ココカラファインの普通株式1株に対して、マツモトキヨシホールディングスの普通株式1.70株を割当交付します。ただし、マツモトキヨシホールディングスが保有するココカラファインの普通株式（6,006,908株（2020年12月31日時点））については割当交付しません。

(※2) 本株式交換により交付する株式数

マツモトキヨシホールディングスの普通株式 40,795,416株（予定）

上記の普通株式数は、2020年12月31日時点におけるココカラファインの普通株式の発行済株式総数（31,412,085株）及び自己株式数（1,407,873株）に基づいて算出しております。

マツモトキヨシホールディングスは、本株式交換に際して、マツモトキヨシホールディングスがココカラファインの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のココカラファインの株主の皆様に対して、上記表に記載の本株式交換に係る株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）に基づいて算出した数のマツモトキヨシホールディングスの普通株式を割当て交付する予定です。また、交付する株式についてはマツモトキヨシホールディングスが保有する自己株式の充当や新株式の発行等により対応する予定です。

なお、ココカラファインは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時をもって消却する予定であり、ココカラファインが基準時まで保有することとなる自己株式数等により、マツモトキヨシホールディ

ングスの交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。

(※3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、マツモトキヨシホールディングスの単元未満株式を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。マツモトキヨシホールディングスの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、マツモトキヨシホールディングスに対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

② 単元未満株式の買増制度（1単元への買増し）

会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、マツモトキヨシホールディングスが買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と併せて1単元株式数（100株）となる数の株式をマツモトキヨシホールディングスから買い増すことができます。

(※4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、マツモトキヨシホールディングスの普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるココカラファインの現株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関連法令の定めに基づき、マツモトキヨシホールディングスが1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

マツモトキヨシホールディングス及びココカラファインは、本株式交換に用いられる本株式交換比率の算定にあたり、公正性・妥当性を確保するため、マツモトキヨシホールディングスは、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、ココカラファインは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

マツモトキヨシホールディングスは、下記「(3)公正性を担保するための措置」の「①独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である大和証券から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言、下記「(3)公正性を担保するための措置」の「②独立した法律事務所からの助言」に記載のアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの法的助言、並びに、同社及びそのアドバイザーがココカラファインに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、

慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」記載の本株式交換比率が妥当であり、マツモトキヨシホールディングスの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。

ココカラファインは、下記「(3)公正性を担保するための措置」の「①独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言、下記「(3)公正性を担保するための措置」の「②独立した法律事務所からの助言」に記載の野村綜合法律事務所からの法的助言、並びに、同社及びそのアドバイザーがマツモトキヨシホールディングスに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」記載の本株式交換比率が妥当であり、ココカラファインの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、将来の見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、両社間で複数回に亘り慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率 1.70 が妥当であり、両社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至り、2021 年 2 月 26 日に開催された両社の取締役会において経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）及び本株式交換契約の締結について決議の上、本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

大和証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券のいずれも、マツモトキヨシホールディングス及びココカラファインの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

大和証券は、マツモトキヨシホールディングス及びココカラファインの両社が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能なことから類似会社比較法による算定を行い、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法（ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法）

による算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、ココカラファインの普通株式1株に対して割り当てるマツモトキヨシホールディングスの普通株式数の算定レンジを記載したものです。

算定方法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	1.67～1.72
類似会社比較法	1.54～1.92
DCF 法	1.63～2.01

市場株価法については、2021年2月25日を算定基準日として、基準日の終値及び基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各株価終値平均を採用いたしました。

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、マツモトキヨシホールディングス及びココカラファインのそれぞれから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報等が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報等について独自にその正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、大和証券は両社及びその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。大和証券は、マツモトキヨシホールディングス及びココカラファインから提供されたそれぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、両社それぞれの経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。大和証券は、両社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の株式交換比率の算定は、2021年2月25日現在の金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

マツモトキヨシホールディングスは、下記「(3)公正性を担保するための措置」の「①独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載のとおり、大和証券から2021年2月25日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された本株式交換比率が、マツモトキヨシホールディングスの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、マツモトキヨシホールディングス及びココカラファインについて、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場

類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF 分析」といいます。）をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価分析については、資本業務提携の協議開始を公表した日の前営業日である 2019 年 4 月 25 日を算定基準日①（以下「基準日①」といいます。）、本経営統合（2020 年 1 月 31 日付の「株式会社マツモトキヨシホールディングスと株式会社ココカラファインの経営統合に関する基本合意書及び経営統合に向けた資本業務提携契約締結のお知らせ」にてお知らせいたしました経営統合をいいます。以下同様です。）に向けた基本合意の締結を公表した日の前営業日である 2020 年 1 月 30 日を算定基準日②（以下「基準日②」といいます。）、及び 2021 年 2 月 25 日を算定基準日③（以下「基準日③」といいます。）として、東京証券取引所における各基準日の株価終値及び各基準日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

DCF 分析における、価値算定の際には、両社が三菱UFJ モルガン・スタンレー証券に算定目的で使用することを了承した、マツモトキヨシホールディングス及びココカラファインの経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、マツモトキヨシホールディングス及びココカラファインに対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としており、別途本経営統合におけるシナジー効果を加えております。なお、算定の際に前提としたココカラファインの財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022 年 3 月期においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による収益悪化からの業績回復により対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。

各手法によるココカラファインの普通株式 1 株に対して割り当てるマツモトキヨシホールディングスの普通株式数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用方法	株式交換比率の算定結果
市場株価分析（基準日①）	1.21～1.41
市場株価分析（基準日②）	1.49～1.52
市場株価分析（基準日③）	1.67～1.72
類似企業比較分析	1.26～1.99
DCF 分析	1.31～2.02

三菱UFJ モルガン・スタンレー証券はココカラファインの取締役会に対し、2021 年 2 月 25 日付にて、本株式交換に係る交換比率に関する算定書を提供してお

ります。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券はココカラファイン取締役会からの依頼に基づき、本株式交換比率が株式交換時点におけるマツモトキヨシホールディングスを除くココカラファインの普通株式の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（以下「フェアネス・オピニオン」といいます。）を、ココカラファイン取締役会に対して提供しております。

フェアネス・オピニオンにおける三菱UFJモルガン・スタンレー証券の意見は、当該フェアネス・オピニオンに記載された様々な重要な条件や制約及び以下に記載のその他の諸条件に基づき、また、それらを前提としております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、特定の株式交換比率を唯一適切なものとしてココカラファイン又はその株主若しくは取締役会に対して推奨することはしておりません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンにおける意見表明にあたって、既に公開されている情報又はココカラファイン若しくはマツモトキヨシホールディングスから提供を受けた情報が正確かつ完全であることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証は行っておりません。

また三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンの作成にあたり、本経営統合により期待される戦略上、財務上及び事業運営上のメリットを考慮していますが、このような戦略上、財務上及び事業運営上のメリットに関する情報を含む財務予測については、ココカラファイン及びマツモトキヨシホールディングスの将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、ココカラファイン及びマツモトキヨシホールディングスの経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。

さらに三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本経営統合が本経営統合契約に記載された条件について、何ら放棄、変更又は遅滞なく実行されることを前提に意見を表明します。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本経営統合のために必要な政府機関、監督官庁等による許認可、同意等はすべて取得可能であり、かつ、かかる許認可、同意等には、本経営統合により期待されるメリットに重大な悪影響を及ぼすような遅延、制限又は条件が付されないことを前提としております。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、法務、会計、税務、業規制、企業年金に関するアドバイザーではありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券はファイナンシャル・アドバイザーであり、法務、会計、税務、業規制、企業年金に関する問題については、独自の検証を行うことなく、ココカラファイン又はマツモトキヨシホールディングス及びそれらの法律アドバイザー、会計アドバイザー、税務アドバイザーによる判断に依拠しています。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本経営統合においてココカラファイン

株式の保有者が受け取る対価に関連して、ココカラファインの取締役、役員又は従業員（その役職、階級は問いません。）に対して支払われる対価の金額又は性質が妥当であるか否かについて意見を述べるものではありません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、ココカラファイン及びマツモトキヨシホールディングスの資産及び負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けていません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券の意見は、フェアネス・オピニオンの2021年2月25日現在における経済、金融、市場その他の状況及びフェアネス・オピニオンの同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に生じる事象が、フェアネス・オピニオンにおける意見又はフェアネス・オピニオンの作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンにおける意見を更新し、改訂し、又は再確認する義務を負うものではありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本経営統合に関しココカラファインのファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の相当な部分の受領は、本経営統合の効力発生を条件としています。

フェアネス・オピニオンの日付より遡って2年以内に、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又は三菱UFJモルガン・スタンレー証券の関係会社は、ココカラファインに対して、ファイナンシャル・アドバイザーとしての及びファイナンスについての役務を提供しており、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又は三菱UFJモルガン・スタンレー証券の関係会社はこれらの役務の対価として手数料を受領しております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券の関係会社は、将来においてココカラファインに対してこれらの役務を提供し、将来これらの役務の対価として手数料を受領する可能性があります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券（その関係会社と総称して以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券グループ」といいます。）は、銀行業務（ココカラファイン及びマツモトキヨシホールディングスに対する貸付業務を含みます。）、証券業務、信託業務、インベストメント・マネジメント業務、その他の金融業務等を含むグローバルな金融サービス（かかるサービスを総称して以下「金融サービス」といいます。）の提供を行っています。証券業務には、投資銀行業務、ファイナンス及びファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供のみならず、証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務、外国為替、商品及びデリバティブ取引等が含まれます。通常の証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務及びファイナンス業務の過程において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券グループはココカラファイン、

マツモトキヨシホールディングス若しくは本経営統合に関連する企業の社債、株式若しくはローン、本経営統合に関連する通貨若しくは商品、又は関連するデリバティブ商品につき買い又は売りのポジションの保持、その他、ココカラファイン、マツモトキヨシホールディングス若しくは本経営統合に関連する企業に対して三菱UFJモルガン・スタンレー証券グループの金融サービスを提供することがあり、また、自身の勘定又はその顧客の勘定において売買その他の取引を行うことがあります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券グループ並びにその取締役及び役員は、ココカラファイン、マツモトキヨシホールディングス若しくは本経営統合に関連する企業の社債、株式若しくはローン、本経営統合に関連する通貨若しくは商品、又は関連するデリバティブ商品に対して自己資金による投資を行う場合又はこれらに対する自己資金による投資を行うファンドを運営する場合があります。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、ココカラファイン、マツモトキヨシホールディングス若しくは本経営統合に関連する企業に対して通常のブローカレッジ業務を行う場合があります。

(3) 公正性を担保するための措置

マツモトキヨシホールディングス及びココカラファインは、本株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

マツモトキヨシホールディングスは、マツモトキヨシホールディングスの株主の皆様のために、マツモトキヨシホールディングス及びココカラファインから独立した第三者算定機関である大和証券より、2021年2月25日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(2)算定に関する事項」をご参照ください。

なお、マツモトキヨシホールディングスは、大和証券より、2021年2月25日付にて、上記「2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(2)算定に関する事項」記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本株式交換比率が、マツモトキヨシホールディングスの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。大和証券のフェアネス・オピニオンに関する重要な前提条件等についてはマツモトキヨシホールディングスが、2021年2月26日付で公表いたしました「株式会社マツモトキヨシホールディングスと株式会社ココカラファインとの経営統合に関する経営統合契約の締結のお知らせ」の別紙をご参照ください。

他方、ココカラファインは、ココカラファインの株主の皆様のために、マ

ツモトキヨシホールディングス及びココカラファインから独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、2021年2月25日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(2)算定に関する事項」をご参照ください。

なお、ココカラファインは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、2021年2月26日付にて、上記「2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(2)算定に関する事項」記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本株式交換比率が、ココカラファインの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

② 独立した法律事務所からの助言

マツモトキヨシホールディングスは、本株式交換の法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業より、本株式交換の諸手続き及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

他方、ココカラファインは、本株式交換の法務アドバイザーとして、野村総合法律事務所より、本株式交換の諸手続き及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業及び野村総合法律事務所は、いずれもマツモトキヨシホールディングス及びココカラファインから独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

(4) 利益相反を回避するための措置

本株式交換を行うことを決議したマツモトキヨシホールディングスの取締役会及びココカラファインの取締役会のいずれにおきましても、本株式交換の相手方の役員又は従業員を兼務する者がいない等、本株式交換に関する取締役会における意思決定の実施にあたって両社間で利益相反関係は生じないことから、上記「(3) 公正性を担保するための措置」のほか、特段の措置は講じておりません。なお、マツモトキヨシホールディングスの取締役会及びココカラファインの取締役会における本経営統合契約等の締結に関する議案は、それぞれ、両社の取締役の全員一致により承認可決されており、かつ、全監査役又は全監査等委員は、本経営統合を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加するマツモトキヨシホールディングスの資本金、資本準備金及び利益準備金の額は以下のとおりです。この取扱い、本株式交換後のマツモトキ

ヨシホールディングスの資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

- (1) 増加する資本金の額：金 0 円
- (2) 増加する資本準備金の額：会社計算規則第 39 条の規定に従って別途マツモトキヨシホールディングスが定める額
- (3) 増加する利益準備金の額：金 0 円

別紙3 ココカラファインの最終事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

(添付書類)

事業報告

(2020年 4月1日から
2021年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、二度にわたり緊急事態宣言が発出され商業施設などの営業休止や営業時間短縮、外出自粛による消費マインドの低下などが進み、インバウンド需要の急減もあり、極めて深刻な状況となりました。

このような状況下、当社は医薬品や生活必需品を提供する地域のヘルスケアインフラとして、衛生管理や慎重な感染防止策の徹底によりお客様と従業員の安全を最優先しながら、可能な限り店舗営業を継続いたしました。「人々のココロとカラダの健康を追求し、地域社会に貢献する」という経営理念を実践するとともに、当社のECサイトで購入した商品を当社店舗で受け取ることができる「店舗受け取りサービス」の対象店舗拡大や、PCR検査キットの販売、調剤事業におけるオンライン服薬指導システムの導入など、新しい生活様式の中でお客様・患者様に安心して便利な生活をお過ごしいただくための新しいサービスの拡充を進めてまいりました。

また、(i) 株式会社マツモトキヨシホールディングスとの資本業務提携に基づく商品仕入れの一本化、マーチャндаイジングの統一など、経営統合シナジーの早期実現への取り組み、(ii) 新規出店によるドミナント強化と規模拡大、(iii) ココカラクラブカードやスマートフォン用アプリ「ココカラ公式アプリ」、SNS・共通ポイントを活用した全方位営業、(iv) 調剤事業における地域の方々の健康増進を支援する「健康サポート薬局」づくり、「かかりつけ薬剤師」の質の向上への取り組み、(v) 基幹システム刷新や効率的な物流システムの構築を目的とした物流センターの自社化など、諸施策を推進いたしました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

①ドラッグストア・調剤事業

当社が属するドラッグストア業界は、同業各社の積極的な出店やEC拡大による購買チャネルの多様化などにより一層厳しさが増しております。また、調剤薬局業界においては、社会保障・医療の質に対する国民意識の高まりを背景に、高度な服薬指導や服薬情報の一元的・継続把握を行う「かかりつけ薬剤師」の育成や「健康サポート薬局」の展開、後発医薬品の使用促進など、多様な医療ニーズへの対応が求められております。

当連結会計年度におきましては、マスクや消毒用アルコールなどの関連商品の需要増加がありましたが、都市型店舗でのインバウンド需要や化粧品、調剤事業における処方せん枚数の減少などもあり、売上全体を大きく押し下げております。さらに、足元における前年の巣籠り特需の反動などもあり、当連結会計年度の既存店売上高増収率は7.4%減となりました。また、出退店につきましては、兵庫県を中心に関西において69店舗を展開する株式会社フタツカホールディングスのグループ化も含め、新規146店舗を出店、30店舗を退店し、収益改善を図るとともに、10店舗の改装を実施し、店舗の新陳代謝を促進いたしました。当連結会計年度末の当社グループ店舗数は、次表のとおり1,461店舗、調剤取扱店舗数は419店舗となりました。なお、健康サポート薬局は83店舗となりました。

しかしながら、卸売事業における取引先店舗数の減少もあり、当連結会計年度の売上高は363,007百万円（前連結会計年度比9.4%減）、セグメント利益（営業利益）は10,274百万円（同22.5%減）となりました。

[国内店舗数の推移]

	2020年4月1日 期首時点の総店舗数	出店	退店	業態変更	2021年3月31日 現在の総店舗数
ドラッグストア店舗数	1,145	+52	△28	△1	1,168
（内、調剤併設店舗数）	(114)	(+13)	(±0)	(△1)	(126)
調剤専門店舗数	200	+94	△2	+1	293
総店舗数	1,345	+146	△30	－	1,461
（内、調剤取扱）	(314)	(+107)	(△2)	(－)	(419)

業態変更：ドラッグストア店舗から調剤専門店舗への変更（または調剤専門店舗からドラッグストア店舗への変更）

[国内地域別店舗分布状況（2021年3月31日現在）]

地域	店舗数	地域	店舗数	地域	店舗数	地域	店舗数
北海道	31	山梨県	1	鳥取県	12	熊本県	15
宮城県	5	長野県	1	島根県	9	大分県	5
山形県	1	岐阜県	11	岡山県	8	沖縄県	6
福島県	3	静岡県	35	広島県	25		
茨城県	4	愛知県	105	山口県	73		
栃木県	2	三重県	61	徳島県	5		
群馬県	1	滋賀県	8	香川県	5		
埼玉県	39	京都府	56	愛媛県	5		
千葉県	28	大阪府	217	高知県	3		
東京都	263	兵庫県	158	福岡県	54		
神奈川県	60	奈良県	36	佐賀県	2		
新潟県	61	和歌山県	29	長崎県	18	合計	1,461

（商品販売状況）

ヘルス&ビューティカテゴリーにおける付加価値商品への一層の取り組みを推進しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による都市型店舗でのインバウンド需要急減や、総合感冒薬やその関連商材、カウンセリング化粧品やメイク関連商品などの大幅な落ち込みにより一般用医薬品や化粧品は苦戦いたしました。一方、マスクや消毒用アルコールなどを含む衛生品や巣籠り需要のあった日用品カテゴリーは堅調に推移いたしました。この結果、一般用医薬品の売上高は43,171百万円（前年同期比16.1%減）、化粧品の売上高は89,227百万円（同15.6%減）、健康食品の売上高は8,929百万円（同12.8%減）、衛生品の売上高は44,044百万円（同3.8%増）、日用雑貨の売上高は52,139百万円（同5.7%増）、食品の売上高は37,396百万円（同6.7%減）となりました。

調剤においては、2020年4月に実施された診療報酬改定に伴う薬価引き下げや受診抑制による処方せん枚数の減少などはあったものの、対人業務の強化や、新規出店ならびに株式会社フタツカホールディングスのグループ化な

どの事業拡大を推進した結果、70,165百万円（前年同期比9.2%増）となりました。卸売につきましては取引先店舗数の減少などにより17,932百万円（同51.6%減）となりました。

区分		前連結会計年度		当連結会計年度		
		2020年3月期		2021年3月期		
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	前期比(%)
ドラッグストア・調剤事業	医薬品	115,734	31.8	113,336	32.8	97.9
	一般用医薬品	51,466	14.2	43,171	12.5	83.9
	調剤	64,267	17.7	70,165	20.3	109.2
	化粧品	105,781	29.1	89,227	25.9	84.4
	健康食品	10,243	2.8	8,929	2.6	87.2
	衛生品	42,449	11.7	44,044	12.8	103.8
	日用雑貨	49,337	13.6	52,139	15.1	105.7
	食品	40,074	11.0	37,396	10.8	93.3
	全店計	363,620	100.0	345,074	100.0	94.9
	卸売	37,024	—	17,932	—	48.4
小計		400,645	—	363,007	—	90.6
介護事業		3,254	—	3,458	—	106.3
セグメント間消去		(24)	—	(25)	—	—
合計		403,875	—	366,440	—	90.7

（注）上記金額には、消費税等は含まれておりません。

②介護事業

地域包括ケア構想における多職種連携の中心的存在となることを目指し、当社グループ内のドラッグストア・調剤事業との連携強化に取り組むと同時に、居宅支援・訪問介護・訪問看護に携わる人材確保や、組織運営の更なる効率化などに取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度の売上高は、3,458百万円（前連結会計年度比6.3%増）となりましたが、新型コロナウイルス感染防止対策費用の支出もあり、セグメント利益（営業利益）は55百万円（同6.2%減）となりました。なお、営業外収益にて計上した新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金などを考慮すると、前年の利益水準を確保することができております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、366,440百万円（前連結会計年度比

9.3%減)となり、人件費や広告宣伝費など経費削減の取り組みや改装投資の抑制などによる経費コントロールによって収益確保に努めたものの、営業利益10,348百万円(同22.4%減)、経常利益12,815百万円(同18.0%減)となりました。また、株式会社マツモトキヨシホールディングスとの資本業務提携に基づく商品仕入れの一本化、マーチャンダイジングの統一など、経営統合シナジーの早期実現への取り組みに伴って生じた商品統合関連費用を、主に第2四半期に特別損失に計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益4,320百万円(同47.8%減)となりました。

(2) 今後の見通し

ドラッグストア業界におきましては、同業他社との出店競争や業態を超えた競争環境の激化、人手不足による人件費・物流費の高騰により、経営環境の厳しさが続いております。また、ドラッグストア各社が生き残りをかけた差別化戦略を推進する中、業界再編を通じた上位企業の寡占化が進行しております。一方、日本の社会保障費が増大する中、ドラッグストア業界は、地域包括ケアシステム構築の重要な役割を担うことが期待されております。

当社は、このようなドラッグストア業界の大変革を飛躍に向けた成長機会と捉え、株式会社マツモトキヨシホールディングスとの経営統合により国内で売上高1兆円・3,000店舗を有する社会・生活のインフラ企業となり、また、両社の顧客基盤を活用したOne to Oneマーケティングを確立することで、消費者の購買動向に革新を起こしてまいります。そして、ヘルス&ビューティ分野で圧倒的なプレゼンスを獲得することで、国内ドラッグストア業界を力強くけん引することを目指してまいります。また、ドラッグストアとしての社会的使命である地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、美と健康の意識が高まっているアジア地域における事業基盤を確立し、将来的には「美と健康の分野でアジアNo.1」を目指してまいります。

2022年3月期の見通しにつきましては、2021年4月に診療報酬改定に伴う薬価引き下げが実施されたことに加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による経済活動の停滞、一部店舗の営業時間短縮や外出自粛による消費マインドの低下や消費行動の変化などに伴う高付加価値商品の落ち込み、国内インバウンド需要の低迷など、厳しい状況で推移することが予測されます。このような状況下、中核事業であるドラッグストア・調剤事業を中心に、以下の施策を

推進することで、お客様へのサービスや利便性を徹底的に高めると同時に、高収益グループへの変革を着実に推進し、持続的成長を実現させてまいります。

なお、当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、株式会社マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（効力発生日：2021年10月1日）を行うことを決議しております。当該株式交換は、2021年6月29日開催予定の当社および株式会社マツモトキヨシホールディングスの定時株主総会の承認を前提としております。これにより、当社株式は2021年9月29日をもって上場廃止になる予定です。

- ①株式会社マツモトキヨシホールディングスとの経営統合の一環として2020年1月31日に締結した資本業務提携契約に基づき開始している両社でのマーケティング・棚割りの統一やP B商品の供給に加え、両社が持つ強みや事業基盤の更なる融合を図り、収益改善を図ります。2022年3月期見通しにおきましては、第2四半期までのシナジー額として、経常利益約40億円の増益を見込んでおります。
- ②新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、引き続き医薬品や衛生品、食品の供給を行うことのできる地域社会のヘルスケアインフラとして、地域のお客様・生活者のご期待にお応えできるよう努めてまいります。しかしながら、国内での個人消費低迷および訪日外国人を含めた来店客の減少などが一定期間続くことを想定しております。
- ③新規出店につきましては、ヘルス&ビューティの専門性に加え利便性を高めたドラッグストア店舗や敷地内薬局も含めた調剤店舗の拡充を中心に第2四半期までに30店舗、退店は14店舗を計画しております。新規出店による各エリアでのドミナント強化により事業規模の拡大と収益改善を目指してまいります。
- ④ダウンロード数329万件に達したスマートフォン用「ココカラ公式アプリ」において更なる新規会員獲得を進め、継続的に店舗を利用していただく顧客数の最大化を図ります。
- ⑤調剤事業における多様な医療ニーズ・診療報酬改定への対応、地域の方々の健康増進を支援する「健康サポート薬局」づくり、「かかりつけ薬剤師」の育成を進め、地域の方々に支持される質の高い薬局づくりを進めてまいります。また、処方せんの画像送信による調剤受付機能を持つ「ココカラファインお薬手帳アプリ」の更なる新規利用者獲得や、オンライン服薬指導など、

I C Tを活用し患者様の利便性を高める取り組みを強化してまいります。

- ⑥適切な人時管理と商品管理を行い、店舗オペレーションの効率化・生産性の向上を図ります。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、146店舗の新規出店、既存店舗の改装などにより総額8,871百万円となりました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に伴う資金調達は、全額自己資金で賄っております。

(5) 対処すべき課題

当社は「人々のココロとカラダの健康を追求し、地域社会に貢献する」という経営理念のもと、グループ全社が一体となってお客様へのサービスや利便性を徹底的に高めると同時に、高収益体質への変革を推進してまいります。引き続き、ドラッグストア、調剤事業を中心に、以下の重点課題へ取り組んでまいります。

①調剤事業の規模拡大と質の追求

新規出店・既存ドラッグストアの調剤併設化・M&Aにより調剤事業を強化・拡大するとともに、多様な医療ニーズ・診療報酬改定に対応し地域の方々の健康維持・増進を支援する「健康サポート薬局」を100店舗体制とすることを目指し、「かかりつけ薬剤師」の育成などを通じて調剤事業の「質」を追求してまいります。

②三大都市圏を中心とした市場シェア拡大

経済集積と人口集中が進んだ東名阪、三大都市圏を中心に出店を強化し、地域に密着した店舗運営や地域ドミナントを進めてまいります。

③I C Tを積極活用した顧客接点強化とサービスの高度化

顧客接点の強化や更なるサービスの高度化のため、I C Tに積極的な投資を行います。同業他社の競合状況やE C拡大などによる購買チャネルの多様化がますます激しくなる中、お客様一人ひとりのニーズに応えられる仕組みを構築し、店舗とおお客様の距離を縮め、地域密着型ドラッグストアとして付

加価値の高い運営を推進いたします。

④物流・店舗オペレーションの効率化を軸にした流通全体の最適化

店舗数・業態・売場面積など、地域における当社の立地特性に応じた最適な物流体制を構築いたします。また、店舗業務の最適化、標準化に加え、ICTの活用により店舗オペレーションを効率化いたします。効率化により得られた時間をコンサルティング販売に充てるなど、更なる付加価値力を高め、高収益体質を確立いたします。

⑤ヘルスケアネットワークの構築を通じた地域社会への貢献

高齢化によって多様化する医療ニーズに、地域全体で協力しながら対応していくことが求められております。当社のドラッグストアや調剤薬局がその中心拠点となり、医療・介護に携わる多職種連携や業務提携による他企業との協働により在宅医療・介護を一体的に提供する「ヘルスケアネットワーク」の構築を推進してまいります。

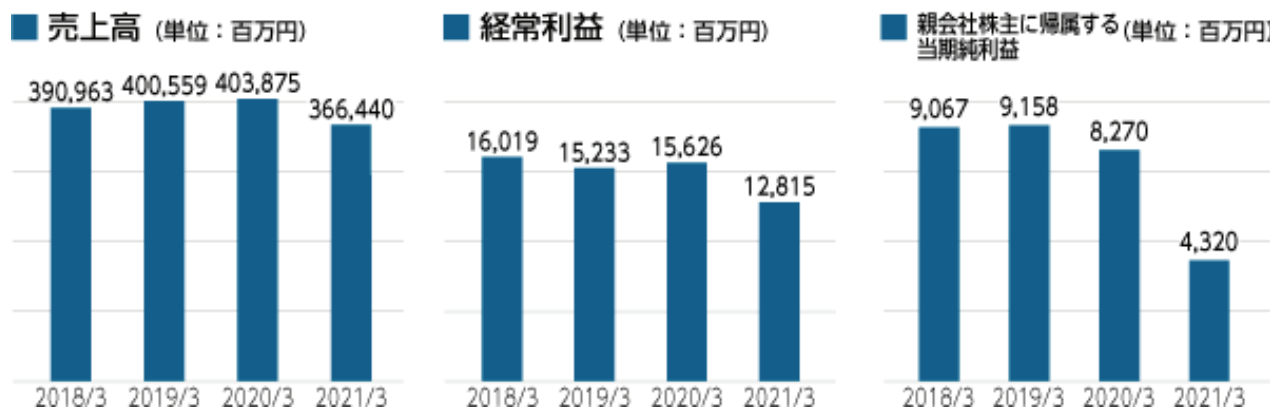
なお、新型コロナウイルスの影響は今後も続くと予想されますが、当社グループへの影響を見極めながら、環境変化に対し迅速かつ柔軟に必要な対応ができるように施策を変化させてまいります。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第10期 2017. 4. 〔1 か ら〕 〔2 0 1 8 .〕 3. 31まで	第11期 2018. 4. 〔1 か ら〕 〔2 0 1 9 .〕 3. 31まで	第12期 2019. 4. 〔1 か ら〕 〔2 0 2 0 .〕 3. 31まで	第13期 2020. 4. 〔1 か ら〕 〔2 0 2 1 .〕 3. 31まで (当期)
売 上 高 (百万円)	390,963	400,559	403,875	366,440
営業利益 (百万円)	13,712	12,915	13,336	10,348
経常利益 (百万円)	16,019	15,233	15,626	12,815
親会社株主に帰属 す 当 期 純 利 益 (百万円)	9,067	9,158	8,270	4,320
1 株当たり当期純利 益 (円)	376.41	381.27	344.06	144.05
総 資 産 (百万円)	158,177	172,727	208,298	203,407
純 資 産 (百万円)	87,810	95,081	139,653	141,508
1 株当たり純資産 額 (円)	3,655.55	3,958.25	4,661.28	4,716.29

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 1株あたり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数および1株当たり純資産額を算定するための普通株式の期末発行済株式総数について、「株式付与E S O P信託」が所有する当社株式の数を控除しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第11期の期首から適用しており、第10期に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となります。

[財産および損益の状況の推移グラフ]



(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ココカラファイン ヘルスケア	50百万円	100%	ドラッグストアおよび調剤を主体とした薬局を営む小売業
株式会社ファインケア	10百万円	100%	介護施設の運営
株式会社岩崎宏健堂	30百万円	100%	ドラッグストアを主体とした薬局を営む小売業
株式会社ココカラファイン アソシエ	10百万円	100%	店舗運営サポート事業 事務サポート事業
株式会社ココカラファイン ソレイユ	10百万円	100%	店舗運営サポート事業 事務サポート事業
株式会社愛安住	10百万円	100%	管理医療機器、(特定)福祉用具、(特定)介護予防福祉用具の販売および賃貸業
株式会社シーエフエナジー	50百万円	100%	電力等のエネルギー商品の調達、供給、販売事業
株式会社ココカラファイン フリュアヴァンス	10百万円	100%	物流センターの管理・運営および物流業務の受託ならびに物流

			情報の収集処理業務
株式会社小石川薬局	10百万円	100%	調剤を主体とした薬局を営む小売業
株式会社福永薬局	3百万円	100%	調剤を主体とした薬局を営む小売業
有限会社薬宝商事	5百万円	100%	調剤を主体とした薬局を営む小売業
株式会社C F I Z	100百万円	51%	ドラッグストアを主体とした店舗を営む小売業
有限会社松田	5百万円	100%	調剤を主体とした薬局を営む小売業
株式会社フタツカホールディングス	50百万円	100%	調剤を主体とした薬局を営む小売業
雅ファーマシー株式会社	6百万円	100%	調剤を主体とした薬局を営む小売業

- (注) 1. 当社グループは、2021年3月31日現在、当社、上記子会社15社のほか、連結対象会社8社、関連会社2社により構成されており、医薬品、化粧品、日用雑貨などの店頭販売および薬局の経営を主たる事業としております。
2. 株式会社C F I Zは、2020年4月1日付にて同社株式の51%を当社が譲り受けて子会社となっております。
3. 株式会社福永薬局は、2021年4月1日付にて株式会社ココカラファイン ヘルスケアに統合しております。
4. 有限会社寿は、2020年9月1日付にて当社の完全子会社となり、同年12月1日付にて株式会社ココカラファイン ヘルスケアに統合しております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、薬局の経営ならびに医薬品、化粧品、日用雑貨等の販売事業および介護事業を行っております。

(9) 主要な営業所（2021年3月31日現在）

株式会社ココカラファイン

本 社 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

株式会社ココカラファイン ヘルスケア

本 社 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番 6 号
直 営 店 1,287店舗
株式会社ファインケア
本 社 埼玉県さいたま市南区文蔵二丁目 2 番 1 号
介 護 施 設 36拠点
株式会社岩崎宏健堂
本 社 山口県周南市下一の井手5636-5
直 営 店 66店舗
株式会社ココカラファイン アソシエ
本 社 東京都府中市美好町二丁目12番 2 号
株式会社ココカラファイン ソレイユ
本 社 東京都府中市美好町二丁目12番 2 号
株式会社愛安住
本 社 三重県伊賀市大野木2112番地の28
事 業 所 13拠点
株式会社シーエフエナジー
本 社 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番 6 号
株式会社ココカラファイン フリュアヴァンス
本 社 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番 6 号
株式会社小石川薬局
本 社 東京都新宿区西新宿一丁目西口地下街 1 号
直 営 店 1 店舗
株式会社福永薬局
本 社 熊本県宇土市本町六丁目24番地
直 営 店 6 店舗
有限会社薬宝商事
本 社 神奈川県川崎市麻生区上麻生一丁目 9 番10号
直 営 店 2 店舗
株式会社C F I Z
本 社 大阪府大阪市中心区南船場二丁目 7 番30号
直 営 店 23店舗
有限会社松田
本 社 愛知県西尾市永楽町二丁目16番 1 号

直 営 店 4 店舗
株式会社フタツカホールディングス
本 社 兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目 1 番 1 号
系 列 店 舗 69 店舗
雅ファーマシー株式会社
本 社 東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 1 号
日本プレスセンタービル地下 1 階
直 営 店 2 店舗

(10) 従業員の状況 (2021年 3 月 31 日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
7,135名 (6,469名)	706名増 (87名減)

(注) 従業員数は、就業人員であり、()内にパートタイマーおよびアルバイト(1日8時間換算)を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢
268名 (19名)	11名増 (1名減)	46.1歳

(注) 従業員数は、就業人員であり、()内にパートタイマーおよびアルバイト(1日8時間換算)を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先および借入額 (2021年 3 月 31 日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	150百万円
株式会社三菱UFJ銀行	150百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 31,412,085株（自己株式1,368,908株を含む。）
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 当期末株主数 5,745名
- (5) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社マツモトキヨシホールディングス	6,006,908株	19.99%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（管理信託口・79208）	1,683,240株	5.60%
NOMURA CUSTODY NOMINEES LIMITED OMNIBUS-FULLY PAID (CASHPB)	1,442,822株	4.80%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,065,371株	3.54%
ココカラファイン従業員持株会	870,430株	2.89%
セガミ不動産株式会社	835,920株	2.78%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	792,500株	2.63%
DEUTSCHE BANK AG LONDON GPF CLIENT OMNIFULL TAX 613	740,390株	2.46%
第一三共ヘルスケア株式会社	605,017株	2.01%
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLLEQUITY	557,627株	1.85%

- (注) 1. 当社は自己株式1,368,908株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式（39,103株）を含めておりません。
2. 2021年4月2日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2021年3月26日現在で Oasis Management Company Ltd. が2,794,350株（保有割合8.90%）を保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。
3. 2021年3月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2021年3月15日現在で野村證券株式会社ならびにその共同保有者である Nomura International PLC および野村アセットマネジメント株式会社が、それぞれ23,156株（保有割合

0.07%)、837,588株（保有割合2.67%）、727,600株（保有割合2.32%）を保有し、3社合計で1,588,344株（保有割合5.06%）保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

- (6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

[取締役交付した株式の区分別合計]

	株式数	対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	4,086株	4名
社外取締役（監査等委員を除く）	—	2名
監査等委員である取締役	—	3名

(注) 取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の上記数値には、当事業年度以前に退任した取締役の分を含んでおります。

- (7) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	塚 本 厚 志	株式会社ココカラファイン ヘルスケア 代表取締役 株式会社CFIZ 取締役 株式会社フタツカホールディングス 取締役
取締役副社長	山 本 剛	管理本部長 経営戦略室担当 株式会社ココカラファイン ヘルスケア 取締役 株式会社岩崎宏健堂 取締役 株式会社ココカラファイン アソシエ 取締役 株式会社ココカラファイン ソレイユ 取締役 株式会社愛安住 取締役 株式会社フタツカホールディングス 取締役
取締役	渡 辺 玲 一	営業担当 株式会社ココカラファイン ヘルスケア 取締役 株式会社フタツカホールディングス 取締役
取締役	谷 間 真	株式会社セントリス・コーポレートアドバイザー 代表取締役 株式会社バルニバービ 社外取締役 株式会社キャリア 社外取締役 株式会社ザッパラス 社外取締役 監査等委員
取締役	河 合 順 子	株式会社鎌倉新書 監査等委員である取締役
取締役 (常勤監査等委員)	坂 本 朗	株式会社ココカラファイン ヘルスケア 監査役
取締役 (監査等委員)	鳥 居 明	鳥居公認会計士事務所 代表 株式会社エイアンドティー 社外取締役
取締役 (監査等委員)	橋 本 学	

(注) 1. 取締役 谷間 真氏、河合順子氏、監査等委員である取締役 坂本 朗氏、鳥居 明氏および橋本 学氏は社外取締役であります。

2. 取締役 谷間 真氏、河合順子氏、監査等委員である取締役 坂本 朗氏、鳥居 明氏および橋本 学氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である取締役 坂本 朗氏は常勤の監査等委員であります。
当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
4. 監査等委員である取締役 坂本 朗氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員である取締役 鳥居 明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査等委員である取締役 橋本 学氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役 富田 孝行氏は、2020年6月25日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、任意の指名・報酬諮問委員会（社外取締役3名で構成しており、坂本朗氏が委員長、谷間真氏および河合順子氏が委員となります。）の答申を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関して2017年5月11日開催の取締役会および2020年6月25日開催の取締役会で既に決議されていることを確認しました。当該決定方針は次のとおりとなります。

イ. 基本方針

当社は、従前の固定報酬主体の報酬体系から、業績に連動するインセンティブ報酬の比重を高めることにより、株主の皆さまと価値を共有することを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定給としての基本報酬、単年度の業績達成度に連動する年次インセンティブ報酬（「業績連動報酬等」に該当します。）、中期経営計画に定める業績達成度に連動する中長期インセンティブ報酬（「業績連動報酬等」かつ「非金銭報酬等」に該当します。）から構成されます。ただし、社外取締役および監査等委員である取締役は、その役割に鑑み基本報酬のみとします。

ロ. 基本報酬の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含みます。）

取締役の基本報酬は、金銭報酬であり、その基準額が報酬に関する社

内規程（任意の指名・報酬諮問委員会の答申を受けて取締役会で決議）に役位に応じて定めております。その定めのもと、任意の指名・報酬諮問委員会の答申を受け取締役会の決議により個人別の支給額を決定します。この基本報酬は、報酬に関する社内規程に従い毎月按分された金額を支給します。

- ハ．年次インセンティブ報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含みます。）

取締役の年次インセンティブ報酬は、金銭報酬であり、全社連結業績評価、担当部門業績評価などが支給額決定の基礎となります。このうち大きな比重を占めるのは全社連結業績であり、業績指標は連結経常利益およびROAを用います。年次インセンティブ報酬の算出式、業績指標、支給条件などは報酬に関する社内規程に定めており、その定めのもと、任意の指名・報酬諮問委員会の答申を受け取締役会の決議により個人別の支給額および支給時期を決定します。

なお、年次インセンティブ報酬は、業績達成度に応じて0～200%の範囲で変動します。

- ニ．中長期インセンティブ報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含みます。）

中長期インセンティブ報酬は、業績連動型の株式報酬であり、中期経営計画対象期間中に、取締役会の決定により3年以上5年以内の評価期間を設定し、当該期間の終了後、評価期間の業績達成度に応じて一定の算定方法により交付株式数を決定し、同株式数の50%に相当する当社普通株式を交付するとともに、残りの株式数に相当する当社普通株式の時価相当額の金銭報酬を支給します。当社普通株式の交付は、当社が取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。）に対して、各評価期間の終了後、金銭報酬債権を付与し、当該取締役が当社による株式の発行または自己株式の処分の際して当該金銭報酬債権を現物出資する方法によります。業績達成度の評価指標は連結経常利益を用いており、交付株式数は業績達成度などに応じて33.3%～100%の範囲で変動します。

中長期インセンティブ報酬の算出式、評価期間、交付・支給条件、交付・支給時期などは報酬に関する社内規程に定めており、その定めのもと、任意の指名・報酬諮問委員会の答申を受け取締役会の決議により個人別の交付株式数、支給金額、交付・支給時期などを決定します。

ホ. 基本報酬の額、年次インセンティブ報酬の額または中長期インセンティブの額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

中期経営計画達成した場合の割合の目安として、基本報酬を「1」とすると、年次インセンティブ報酬が「0.4」、中長期インセンティブ報酬が「0.8」となるような制度設計としております。実際は当社業績などに応じて年次インセンティブ報酬と中長期インセンティブ報酬が変動することになります。

②当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、任意の指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

③取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の金銭報酬（基本報酬と年次インセンティブ報酬の合計）の額は、2016年6月28日開催の第8回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は3名（うち社外取締役は1名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年6月27日開催の第9回定時株主総会において、当社が各評価期間の終了後に交付・支給する株式報酬（中長期インセンティブ報酬）の総額は評価期間ごとにそれぞれ240百万円を上限とし、また交付する当社普通株式総数は評価期間ごとに2万株を上限（社外取締役および監査等委員である取締役は対象外）とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。）の員数は3名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第8回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関して、取締役その他第三者に委任している事項はございません。

⑤取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	年次インセンティブ報酬（業績連動報酬等）	中長期インセンティブ報酬（業績連動報酬等かつ非金銭報酬等）	
取締役（監査等委員である取締役を除く） 【うち社外取締役】	183百万円 【11百万円】	92百万円 【11百万円】	24百万円 【—】	65百万円 【—】	7名 【2名】
監査等委員である取締役 【うち社外取締役】	21百万円 【21百万円】	21百万円 【21百万円】	— 【—】	— 【—】	3名 【3名】

- （注） 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の上記数値には当事業年度以前に退任した取締役の分を含んでおります。
2. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、業績連動報酬等として「年次インセンティブ報酬」および「中長期インセンティブ報酬」を支給しております。
3. 「年次インセンティブ報酬」の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、上記(2)①ハに記載のとおり連結経常利益額およびROAであり、当該業績指標を選定した理由は、年次業績に加え、中長期経営計画などで目標としている指数を取り入れることで、株主目線での経営を促すことを目的とするものです。「年次インセンティブ報酬」の算定方法は、上記(2)①ハに記載のとおりであり、当事業年度で採用したものを含む各業績指標の実績の推移は次のとおりです。

	10期 (2017. 4. 1～ 2018. 3. 31)	11期 (2018. 4. 1～ 2019. 3. 31)	12期 (2019. 4. 1～ 2020. 3. 31)	13期【当期】 (2020. 4. 1～ 2021. 3. 31)
経常利益指数				
単年度計画達成時	0. 3 5	0. 4 6	0. 4 6	0. 4
実績（各連結会計年度）	0. 4 6	0. 4	0. 4	0. 3 5
R O A 指数				
単年度計画達成時	1. 0 7 5	1. 0 7 5	1. 0 7 5	1. 0 7 5
実績（各連結会計年度）	1. 1	1	0. 9 2 5	0. 7 7 5

4. 「中長期インセンティブ報酬」の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、上記(2)①ニに記載のとおり、連結経常利益額であり、当該業績指標を選定した理由は、中長期的な期間における目標数値を意識し、役員に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、役員と株主との一層の価値共有を進めるためです。「中長期インセンティブ報酬」の算定方法は、上記(2)①ニに記載のとおりであり、当事業年度で採用した業績指標の実績は次のとおりです。

	支給割合
中期経営計画達成時	1 0 0. 0 %
実績（当連結会計年度）	3 3. 3 %

5. 当社は、非金銭報酬等として、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して、株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は上記(2)①ニに記載のとおりであり、その交付状況は、上記2. (6)「当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況など

氏 名	地 位	主な活動状況、期待される役割に関して行った職務など
谷 間 真	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的知見に基づき、独立した客観的立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、当社の業務執行の管理・監督を適切に行っております。 また、上記のほか、任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名・報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
河 合 順 子	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的知見に基づき、独立した客観的立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、当社の業務執行の管理・監督を適切に行っております。 また、上記のほか、任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名・報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
坂 本 朗	社外取締役 (常勤監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会13回全て、および監査等委員会13回全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った豊富な知識・見地に基づき、独立した客観的立場から適宜発言し、当社の業務執行の管理・監督を適切に行っております。 また、上記のほか、任意の指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、取締役等の指名・報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
鳥 居 明	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会13回全て、および監査等委員会13回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地に基づき、独立した客観的立場から適宜発言し、当社の業務執行の管理・監督を適切に行っております。
橋 本 学	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会13回全て、および監査等委員会13回全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った豊富な経験・見地に基づき、独立した客観的立場から適宜発言し、当社の業務執行の管理・監督を適切に行っております。

(注) 当社では、取締役会に出席できない社外取締役に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる環境を整えて

います。

③責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金5百万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

5. 株式会社の状況に関するその他の重要な事項

当社と株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「マツモトキヨシホールディングス」といいます。）とは、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）の実施について合意し、2021年2月26日付で経営統合契約および株式交換契約（当社を株式交換完全子会社、マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社とする株式交換に係る株式交換契約であり、2021年6月29日開催予定の当社およびマツモトキヨシホールディングスの定時株主総会の承認を得られることを条件とし、2021年10月1日を効力発生日とします。以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。また、本経営統合のための一連の取引の一環として、当社および当社の完全子会社である株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「ココカラファインヘルスケア」といいます。）は、2021年4月28日に開催したそれぞれの取締役会の決議に基づき、次の吸収分割契約を締結しました。

- ①当社を分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、当社の本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約
- ②当社を分割会社、MKCF分割準備株式会社（マツモトキヨシホールディングスの完全子会社。以下「シナジー創出会社」といいます。）を承継会社とし、当社の営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約
- ③ココカラファインヘルスケアを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約
- ④ココカラファインヘルスケアを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約

（注） 1. 上記契約はいずれも、本株式交換契約に基づく株式交換の効力が発生してい

- ることを条件とするものであり、2021年10月1日を効力発生日とします。
2. 上記契約①②に基づく吸収分割は、会社法第784条第2項本文の規定に基づく簡易吸収分割の手続きにより、当社の株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。
 3. 上記契約③④に基づく吸収分割は、会社法第784条第2項本文の規定に基づく簡易吸収分割の手続きにより、ココカラファインヘルスケアの株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。
-

備 考

この事業報告に記載の金額は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	117,052	流 動 負 債	52,089
現 金 及 び 預 金	33,370	買 掛 金	35,917
売 掛 金	20,843	短 期 借 入 金	300
た な 卸 資 産	50,675	リ ー ス 債 務	110
未 収 入 金	9,724	未 払 法 人 税 等	862
そ の 他	2,437	賞 与 引 当 金	2,317
固 定 資 産	86,354	ポ イ ン ト 引 当 金	3,616
有 形 固 定 資 産	31,310	そ の 他	8,965
建 物 及 び 構 築 物	13,827	固 定 負 債	9,809
土 地	11,056	株 式 給 付 引 当 金	87
リ ー ス 資 産	258	リ ー ス 債 務	110
そ の 他	6,167	退 職 給 付 に 係 る 負 債	5,215
無 形 固 定 資 産	22,313	資 産 除 去 債 務	1,998
の れ ん	17,096	そ の 他	2,397
そ の 他	5,216	負 債 合 計	61,899
投資その他の資産	32,731	純 資 産 の 部	
差 入 保 証 金	7,660	株 主 資 本	141,558
敷 金	14,467	資 本 金	20,184
繰 延 税 金 資 産	8,487	資 本 剰 余 金	53,764
そ の 他	2,282	利 益 剰 余 金	73,795
貸 倒 引 当 金	△167	自 己 株 式	△6,186
		その他の包括利益 累 計 額	△50
		その他有価証券評価差 額	86
		退職給付に係る調整累 計 額	△136
		純 資 産 合 計	141,508
資 産 合 計	203,407	負 債 ・ 純 資 産 合 計	203,407

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（ 2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月 31 日まで）

（単位：百万円）

科 目			金 額	
売 上	高 価			366,440
売 上 原 価				257,516
売 上 総 利 益				108,923
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費				98,575
営 業 利 益				10,348
営 業 外 収 入	息 金 料 入 賃 益 他			
受 取 配 理 手 料 家 受 贈		48		
受 取 配 理 手 料 家 受 贈		9		
受 取 配 理 手 料 家 受 贈		1,131		
受 取 配 理 手 料 家 受 贈		374		
受 取 配 理 手 料 家 受 贈		885		
受 取 配 理 手 料 家 受 贈		200		
受 取 配 理 手 料 家 受 贈		859		3,508
営 業 外 収 入	息 金 料 入 賃 益 他			
受 取 配 理 手 料 家 受 贈		6		
受 取 配 理 手 料 家 受 贈		992		
受 取 配 理 手 料 家 受 贈		41		1,041
経 常 利 益				12,815
特 別 資 産 売 却 益 益 他		775		
特 別 資 産 売 却 益 益 他		13		
特 別 資 産 売 却 益 益 他		6		795
特 別 資 産 売 却 益 益 他				
特 別 資 産 売 却 益 益 他		4,600		
特 別 資 産 売 却 益 益 他		108		
特 別 資 産 売 却 益 益 他		14		
特 別 資 産 売 却 益 益 他		51		
特 別 資 産 売 却 益 益 他		1,105		
特 別 資 産 売 却 益 益 他		249		6,129
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益				7,480
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額		3,100		
法 人 税 等 調 整 額		107		3,208
当 期 純 利 益				4,272
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)				△48
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				4,320

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社ココラファイン
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 滑川 雅臣 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神前 泰洋 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ココラファインの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ココラファイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年4月28日開催の取締役会の決議に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、株式会社マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換の効力が発生していることを条件とする、下記吸収分割契約を締結した。

- ・ 会社を分割会社、株式会社マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、会社の本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ・ 会社を分割会社、株式会社マツモトキヨシホールディングスの全額出資子会社であるMKCF分割準備株式会社を承継会社とし、会社の営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ・ 会社の完全子会社である株式会社ココラファインヘルスケアを分割会社、株式会社マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、株式会社ココラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ・ 株式会社ココラファインヘルスケアを分割会社、MKCF分割準備株式会社を承継会社とし、株式会社ココラファインヘルスケアの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	79,181	流 動 負 債	2,049
現 金 及 び 預 金	26,744	短 期 借 入 金	300
前 払 費 用	120	未 払 金	511
未 収 入 金	1,323	未 払 費 用	144
関 係 会 社 預 け 金	50,637	未 払 法 人 税 等	80
そ の 他	356	未 払 消 費 税 等	41
固 定 資 産	24,925	預 り 金	12
有 形 固 定 資 産	64	関 係 会 社 預 り 金	789
建 物	18	賞 与 引 当 金	124
工 具、器 具 及 び 備 品	45	そ の 他	45
無 形 固 定 資 産	3,599	固 定 負 債	641
商 標 権	6	退 職 給 付 引 当 金	358
ソ フ ト ウ ェ ア	3,592	株 式 給 付 引 当 金	22
投 資 そ の 他 の 資 産	21,262	そ の 他	259
投 資 有 価 証 券	363	負 債 合 計	2,690
関 係 会 社 株 式	20,538	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	58	株 主 資 本	101,417
繰 延 税 金 資 産	223	資 本 金	20,184
そ の 他	77	資 本 剰 余 金	67,401
		資 本 準 備 金	19,434
		そ の 他 資 本 剰 余 金	47,966
		利 益 剰 余 金	20,016
		そ の 他 利 益 剰 余 金	20,016
		繰 越 利 益 剰 余 金	20,016
		自 己 株 式	△6,186
		純 資 産 合 計	101,417
資 産 合 計	104,107	負 債 ・ 純 資 産 合 計	104,107

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から)
(2021年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
営 業 収 入	営 業 費 用	営 業 外 収 入	営 業 外 費 用		
		利 益	損 失		
営 業 収 入	営 業 費 用	営 業 外 収 入	営 業 外 費 用		
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	50	
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	0	
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	65	
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	19	135
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	0	
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	65	
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	17	83
経 常 利 益	経 常 利 益	経 常 利 益	経 常 利 益		4,343
特 別 損 失	特 別 損 失	特 別 損 失	特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	固 定 資 産 除 却 損	固 定 資 産 除 却 損	固 定 資 産 除 却 損	0	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	関 係 会 社 株 式 評 価 損	関 係 会 社 株 式 評 価 損	関 係 会 社 株 式 評 価 損	98	
そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	2	100
税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益		4,242
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	24	
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	59	84
当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	当 期 純 利 益		4,158

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社ココカラファイン
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 滑川 雅臣 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 神前 泰洋 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ココカラファインの2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年4月28日開催の取締役会の決議に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、株式会社マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換の効力が発生していることを条件とする、下記吸収分割契約を締結した。

- ・ 会社を分割会社、株式会社マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、会社の本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ・ 会社を分割会社、株式会社マツモトキヨシホールディングスの全額出資子会社であるMKCF分割準備株式会社を承継会社とし、会社の営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社ココカラファイン 監査等委員会

常勤監査等委員	坂本 朗	㊞
監 査 等 委 員	鳥居 明	㊞
監 査 等 委 員	橋本 学	㊞

(注) 監査等委員3名全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	29百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	72百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である「経営統合に向けた経理及び決算業務に関する予備調査業務」についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人に、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した行為または公序良俗に反する行為があったと判断した場合、および職務の執行に支障があると判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案といたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社は、「倫理綱領」を定め、企業が存立を継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員および従業員が公平で高い倫理観に基づいて行動し、「良き企業市民」として広く社会から信頼されるよう、以下の体制にて取り組んでまいります。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済活動や社会の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫くとともに、あらゆる関係の排除に努めます。

- イ. 当社社長を委員長とするコンプライアンス・リスクコントロール委員会にてコンプライアンスならびにリスクに関して検討・対処し、重要な事項については当社社長が主宰するグループ経営会議にて重ねて審議することなどを中心としてコンプライアンスの徹底を図り、コンプライアンス統括部が各部門・各子会社と連携してこれを推進します。
- ロ. 当社社長直属の内部監査室が定期的および随時実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款および社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また会社の制度・組織・諸規程が妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社の財産の保全ならびに経営効率の向上を図り、内部統制システムの構築・改善に努めます。
- ハ. 外部専門機関を通報窓口とする内部通報制度（リスクホットライン）を設け、社内の自浄作用による問題の早期是正を図ります。
- ニ. 取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置し、代表取締役・取締役の指名および報酬などに関する手続きの公平性・透明性などを担保することにより、コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会、グループ経営会議をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書など、

取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および文書管理規程などに基づき、その保存媒体に応じて適正かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理いたします。

会社情報の適時開示体制については、東京証券取引所に対して適時開示体制の概要を公表するとともに、「内部情報管理規程」などの規程を制定し、組織的な対応を実施しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および当社子会社は、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生の可能性に応じ、事前に適正な対応策を準備するなど、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応をとってまいります。

当社および当社子会社は、リスク管理体制の重要性を認識し、その基礎としてコンプライアンス・リスク管理規程を定めるとともに、当社社長が主宰するグループ経営会議やコンプライアンス・リスクコントロール委員会において、リスク管理に関する重要事項を審議するなど、リスク管理体制の充実を図ってまいります。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および当社子会社は、会社全体の将来ビジョンと目標を基本としつつ、環境変化に対応して中期経営計画および単年度経営計画を策定いたします。これら経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図ってまいります。

また、当社社長が主宰するグループ経営会議を設け、取締役会の議論を充実させるべく事前審査を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社の業務の執行および施策の実施などについて審議し、意思決定を行ってまいります。取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者および責任・執行手続きの詳細について定め、効率的に職務が執行できる体制とします。

⑤子会社の取締役などの職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社管理規程にて、子会社に対する適正な経営管理を行うための管理体制および報告事項などを定めております。

⑥監査等委員会がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合におけ

る当該使用人に関する事項および当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

当社には、現在、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人はおりませんが、監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議のうえ合理的な範囲で配置することにしております。なお、当該使用人を置いた場合には、その任命・解任・評価・人事異動・賃金の改定について監査等委員会の同意を得ることにより、監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものいたします。

⑦監査等委員会の職務の執行について生じる費用、または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の遂行について生じる費用の前払、または償還の手続その他の当該職務について生じる費用または償還の処理については、監査等委員の請求などに従い速やかに処理することとしております。

⑧監査等委員でない取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する報告体制およびその他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社および当社子会社の監査等委員でない取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査等委員会に報告することとしております。

監査等委員会は、取締役会ほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、常勤監査等委員がグループ経営会議などの重要な会議に出席し、必要に応じて監査等委員でない取締役または使用人に業務執行状況に関する説明を求めます。また、常勤監査等委員が当社の会計監査人から監査内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図っております。

また、内部通報制度による通報情報や不正事故などについても、内部監査室長が当社社長および常勤監査等委員へ報告することとしております。また、内部通報による通報を理由に通報者に不利益を課してはならないことを社内規程で定めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス・リスク管理体制

当社は、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、当社社長を委員長とするコンプライアンス・リスクコントロール委員会を当事業年度において2回開催し、グループ事業のコンプライアンス・リスクに関わる事項について検討対処いたしました。また、当社は同規程に基づき、内部通報窓口「リスクホットライン」を運用しており、社内への周知およびその活用を図り、コンプライアンス・リスクコントロール委員会にその内容が報告されております。

②グループ会社管理体制

当社は、グループ会社管理規程に基づき、当社社長が主宰するグループ経営会議を当事業年度において17回開催するなどして、当社およびグループ各社のガバナンス強化に努めております。また、内部監査室は監査計画に基づき、子会社に対する監査を実施しております。

③取締役の職務執行について

当社は、取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令・定款に則って行動するよう徹底しております。取締役会を当事業年度において13回開催し、法令または定款に定められた事項および経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。

④監査等委員会の職務の執行について

監査等委員会を当事業年度において13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定の上、監査を実施しました。常勤監査等委員が取締役会やグループ経営会議等の重要な会議へ出席するなどして情報収集に努め、必要がある場合には意見を述べ、また代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的な情報交換を行うことで、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないかなどを確認しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月 31 日まで ）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年 4 月 1 日期首残高	20,184	53,751	72,359	△6,436	139,859
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,883		△2,883
親会社株主に帰属する当期純利益			4,320		4,320
連結範囲の変動			△0		△0
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		12		255	267
株主資本以外の項目 の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	12	1,436	250	1,698
2021年 3 月 31 日残高	20,184	53,764	73,795	△6,186	141,558

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2020年 4 月 1 日期首残高	41	△247	△206	139,653
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,883
親会社株主に帰属する当期純利益				4,320
連結範囲の変動				△0
自己株式の取得				△5
自己株式の処分				267
株主資本以外の項目 の 連結会計年度中の変	44	111	156	156

動 額 (純 額)				
連結会計年度中の変動 額 合 計	44	111	156	1,855
2021年3月31日残高	86	△136	△50	141,508

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 23社

連結子会社の名称

株式会社ココカラファイン ヘルスケア

株式会社ファインケア

株式会社岩崎宏健堂

株式会社ココカラファイン アソシエ

株式会社ココカラファイン ソレイユ

株式会社愛安住

株式会社シーエフエナジー

株式会社ココカラファイン フリュアヴェانس

株式会社小石川薬局

株式会社福永薬局

有限会社薬宝商事

株式会社CFIZ

有限会社松田

株式会社フタツカホールディングス及びその子会社 8 社

雅ファーマシー株式会社

連結子会社でありました有限会社フライトは、連結子会社である株式会社ココカラファイン ヘルスケアと2020年4月1日付で合併し、連結の範囲から除外しております。

株式会社CFIZは2020年4月1日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

有限会社松田は2020年8月7日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を2020年9月30日としております。

株式会社フタツカホールディングス及びその子会社 8 社は2020年11月12日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を2020年12月31日としております。

雅ファーマシー株式会社は2021年2月22日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を2021年3月31日としております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結子会社数及び関連会社数 0社

②持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

関連会社 CF Village Limited

関連会社 BJC & CF (Thailand) Co., Ltd.

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない関連会社2社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ii たな卸資産

商品

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

ii 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

iii リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

iv 投資その他の資産（その他一長期前払費用）

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

i 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ii 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

iii ポイント引当金

ポイントカードの利用による売上値引きに備えるため、使用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

iv 株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社グループの従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、当社及び一部の連結子会社は簡便法を採用しております。

ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、下記のとおり各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数により按分した額を費用処理しております。

会社名	年数	費用処理の方法	
株式会社コカラファイン ヘルスケア	10年	定額法	発生年度の翌連結会計年度から費用処理
旧セガミメディクス株式会社	10年	定率法	発生年度から費用処理
旧株式会社コダマ	10年	定率法	発生年度から費用処理
株式会社CFIZ	10年	定額法	発生年度の翌連結会計年度から費用処理

また、過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により処理しております。

iii 小規模企業等における簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、6～20年間で均等償却しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理について

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

項目	金額（百万円）
有形固定資産（注）	31,310
無形固定資産（注）	22,313
減損損失	1,105

（注）このうち、ドラッグストア・調剤事業の固定資産（のれんを除く）は32,047百万円であります。

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、固定資産のグルーピングをしております。のれんについては、関連する事業資産を含むより大きな単位でグルーピングをしております。

当連結会計年度においては、市場価額が著しく下落している又は営業活動から生じる損益が継続的にマイナスである資産グループについて減損の兆候を認識し、減損対象となった資産グループは、回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しました。

各資産グループの回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のうち、いずれかの高い方の金額で測定しております。使用価値は、取締役会で承認された翌連結会計年度の予算を基礎として作成された将来キャッシュ・フローを割引率（5.1%）で割り引いて算出しております。重要性の高い資産グループの不動産についての正味売却価額は、不動産鑑定評価額もしくは路線価に基づく評価額及び固定資産税評価額を基準として算出しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定及び翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローは、過去の経験や外部情報及び内部情報を反映して作成した翌連結会計年度の予算を基礎として算出されており、その主要な仮定は、売上□伸□率、処□回数等であります。主要な仮定は、経済条件等の変化によって影響を受ける可能性があります。主要な仮定に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する□額に重要な影響を与える可能性があります。

また、新型コロナウイルスの影響は今後も不透明な状況が続くと予想されますが、翌連結会計年度の予

算は、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、翌連結会計年度においても影響が継続するものの徐々に回復するものと仮定して作成しております。今後の経過によっては、実績値に基づく結果が仮定と異なる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

45,052百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	31,412,085	—	—	31,412,085

(2) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,501	50.00	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月12日 取締役会	普通株式	1,382	46.00	2020年9月30日	2020年12月3日

(注)1 2020年6月25日定時株主総会決議に係る「配当金の総額」には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(注)2 2020年11月12日取締役会決議に係る「配当金の総額」には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,381	46.00	2021年3月31日	2021年6月30日

(注) 1 2021年6月29日開催予定の第13回定時株主総会において、上記のとおり決議する予定です。

(注) 2 2021年6月29日定時株主総会決議に係る「配当金の総額」には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に出店計画等に照らして必要な資金の調達を行っており、銀行等金融機関から借入れにより資金を調達しております。また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、未収入金、差入保証金及び敷金に係る顧客の信用リスクは、与信管理を行いリスク軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。未収入金につきましては主として仕入先に対するリベートに関するものであります。営業債務である買掛金はすべて1年以内の支払期日であります。借入金は短期借入金であり、使途は運転資金であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権については、卸販売管理規程に従って、商品部が主要な取引先の与信管理を行い、状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、有価証券運用管理規程に従って、財務部が定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務については、仕入管理規程に従って、商品部が仕入業務を遂行するとともに支払い条件の管理を行い、財務部へ支払額を通知しております。財務部が資金管理事務取扱規程に基づき、資金管理を行います。また、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を考慮しながら、流動性リスク管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	33,370	33,370	—
(2) 売掛金	20,843	20,843	—
(3) 未収入金	9,724	9,724	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	341	341	—
(5) 差入保証金 貸倒引当金	7,391 △0		
差引	7,391	7,473	81
(6) 敷金 貸倒引当金	13,538 △0		
差引	13,537	13,170	△367
資産計	85,209	84,924	△285
(7) 買掛金	(35,917)	(35,917)	—
(8) 短期借入金	(300)	(300)	—
負債計	(36,217)	(36,217)	—

(※) 負債に計上されるものについては、() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金 (6) 敷金

これらは、返還時期の見積を行い、返還までの期間に対応した国債利回りに信用リスクを加味した割引率で将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いて算定しております。

また、連結貸借対照表計上額については、店舗の退去時に必要とされる原状回復工事に伴って回収が見込めない金額を控除しております。

負債

(7) 買掛金 (8) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額408百万円）は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券その他有価証券」に含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,716円29銭
(2) 1株当たり当期純利益	144円05銭

8. 重要な後発事象に関する注記

経営統合に関する吸収分割契約等の締結

株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「マツモトキヨシホールディングス」とする。）と株式会社ココカラファイン（以下「ココカラファイン」とする。）は、2021年2月26日付「株式会社マツモトキヨシホールディングスと株式会社ココカラファインとの経営統合に関する経営統合契約の締結のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、両社の間の経営統合（以下「本経営統合」とする。）に係る経営統合契約及び本経営統合のための一連の取引の一環としてマツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社とし、ココカラファインを株式交換完全子会社とする、株式交換（以下「本株式交換」とする。）に係る株式交換契約の締結を決議した旨を公表しておりますが、2021年4月28日に開催したそれぞれの取締役会の決議に基づき、本経営統合のための一連の取引の一環として新設分割計画の作成及び以下の吸収分割契約の締結をいたしました。

- ① 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ② 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインを分割会社、マツモトキヨシホールディングスの全額出資子会社であるMKCF分割準備株式会社（以下「シナジー創出会社」とする。）を承継会社とし、ココカラファインの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ③ 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインの完全子会社である株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「ココカラファインヘルスケア」とする。）を分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ④ 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの営業企画・運

営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。

株主資本等変動計算書

（ 2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月 31 日まで ）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2020年4月1日期首残高	20,184	19,434	47,954	67,389	18,741	18,741
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△2,883	△2,883
当期純利益					4,158	4,158
自己株式の取得						
自己株式の処分			12	12		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	—	12	12	1,275	1,275
2021年3月31日残高	20,184	19,434	47,966	67,401	20,016	20,016

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日期首残高	△6,436	99,879	—	—	99,879
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△2,883			△2,883
当期純利益		4,158			4,158

自己株式の取得	△5	△5			△5
自己株式の処分	255	267			267
株主資本以外の 項目の 事業年度中の変 動額（純額）			—	—	—
事業年度中の変動 額合計	250	1,537	—	—	1,537
2021年3月31日残 高	△6,186	101,417	—	—	101,417

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に帰属する額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付債務とする方法に基づき計上しております。

③ 株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

（関係会社株式の評価）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

項目	金額（百万円）
関係会社株式	20,538
関係会社株式評価損	98

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、関係会社株式について、帳簿価額と純資産を基礎として算定された実質価額を比較し、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと認められる場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額をし、評価差額を関係会社株式評価損として特別損失に計上しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響

関係会社株式の評価は、過去の経験や外部情報及び内部情報を反映して作成され、取締役会で承認された各関係会社の事業計画を使用しており、その主要な仮定は売上高伸長率、処方回数等であります。主要な仮定は、経済条件等の変化によって影響を受ける可能性があります。主要な仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する口額に重要な影響を与える可能性があります。

また、新型コロナウイルスの影響は今後も不透明な状況が続くと予想されますが、各社の事業計画は、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、翌事業年度においても影響が継続するものの徐々に回復するものと仮定して作成しております。今後の経過によっては、実績値に基づく結果が仮定と異なる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額	152百万円
（2）関係会社に対する金銭債権（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	816百万円
長期金銭債権	1百万円
（3）関係会社に対する金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債務	28百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	営業収益	8,493百万円
	営業費用	67百万円
営業取引以外の取引高	(収入分)	113百万円
	(支出分)	0百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,451,881	764	44,634	1,408,011

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加764株は、単元未満株式の買取りによる増加764株であります。

(注) 2 普通株式の自己株式の株式数の減少44,634株は、株式付与E S O P信託口による当社従業員への割当による減少34,758株、役員向け株式給付信託による自社の株式の交付による減少9,876株であります。

(注) 3 普通株式の自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式（当事業年度期首73,861株 当事業年度末39,103株）が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	20 百万円
賞与引当金	38 百万円
退職給付引当金	109 百万円
関係会社株式評価損	33 百万円
投資有価証券評価損	117 百万円
その他	59 百万円
小計	379 百万円
評価性引当額	△152 百万円
繰延税金資産合計	227 百万円

繰延税金負債

その他	△3 百万円
繰延税金負債合計	△3 百万円

繰延税金資産（負債）の純額	223 百万円
---------------	---------

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区	50	ドラッグストア・調剤事業	(所有) 直接100.00	経営管理、事務所等の賃貸、グループ会社間の資金の融通	経営管理料の受取 ※1	4,258	未収入金	464
							不動産賃貸料の受取 ※1	63	その他の流動資産	5
							CMSによる資金の預け ※2、※3	37,025	関係会社預け金	45,092
							利息の受取 ※4	45	—	—
子会社	株式会社岩崎宏健堂	山口県周南市	30	ドラッグストア業	(所有) 直接100.00	経営管理、グループ会社間の資金の融通	CMSによる資金の預け ※2、※3 利息の受取 ※4	2,387	関係会社預け金	2,880
								2	—	—
子会社	株式会社CFIZ	大阪市中央区	100	ドラッグストア業	(所有) 直接51.00	経営管理、グループ会社間の資金の融通	CMSによる資金の預け ※2、※3 利息の受取 ※4	670	関係会社預け金	2,360
								0	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ※1 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。また、取引金額には消費税等は含まれておりません。

※2 取引金額は平均残高を記載しております。

※3 担保の差入及び受入は行っておりません。

※4 市場金利を反映して合理的に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,380円11銭

(2) 1株当たり当期純利益 138円66銭

10. 重要な後発事象に関する注記

経営統合に関する吸収分割契約等の締結

株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「マツモトキヨシホールディングス」とする。）と株式会社ココカラファイン（以下「ココカラファイン」とする。）は、2021年2月26日付「株式会社マツモトキヨシホールディングスと株式会社ココカラファインとの経営統合に関する経営統合契約の締結のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、両社の間の経営統合（以下「本経営統合」とする。）に係る経営統合契約及び本経営統合のための一連の取引の一環としてマツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社とし、ココカラファインを株式交換完全子会社とする、株式交換（以下「本株式交換」とする。）に係る株式交換契約の締結を決議した旨を公表しておりますが、2021年4月28日に開催したそれぞれの取締役会の決議に基づき、本経営統合のための一連の取引の一環として新設分割計画の作成及び以下の吸収分割契約の締結をいたしました。

① 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファイン

ンを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。

- ② 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインを分割会社、マツモトキヨシホールディングスの全額出資子会社であるMKCF分割準備株式会社を承継会社とし、ココカラファインの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。